

# 茨城県後期高齢者医療広域連合の共通経費に関する負担金規則

平成 20 年 4 月 14 日

規則第 5 号

改正 平成 24 年 12 月 25 日 規則第 3 号

改正 平成 26 年 3 月 28 日 規則第 2 号

改正 令和 7 年 2 月 21 日 規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、茨城県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年市町村指令第 23 号。以下「規約」という。）第 2 条に定める茨城県内の全市町村（以下「関係市町村」という。）が、規約第 18 条第 2 項に定める共通経費に関する負担金（以下「共通経費負担金」という。）の納入の方法、その取扱い等に関し必要な事項を定めるものとする。

(共通経費負担金の額の算出方法)

第 2 条 関係市町村が納入する共通経費負担金の額は、次の各号に定める方法により算出した額の合計額とする。

- (1) 均等割の額 当該年度に要する共通経費負担金の総額に 100 分の 10 を乗じて得た額を関係市町村数で除して得た額
- (2) 人口割の額 当該年度に要する共通経費負担金の総額に 100 分の 45 を乗じて得た額に、当該関係市町村の前年度の 1 月 1 日現在の住民基本台帳に基づく人口（以下「住民登録者数」という。）を関係市町村の住民登録者数の合計数で除して得た率を乗じて得た額
- (3) 高齢者人口割 当該年度に要する共通経費負担金の総額に 100 分の 45 を乗じて得た額に、当該関係市町村の前年度の 1 月 1 日現在の住民基本台帳に基づく 75 歳以上の高齢者人口（以下「高齢者住民登録者数」という。）を関係市町村の高齢者住民登録者数の合計数で除して得た率を乗じて得た額

2 前項各号で算出する額に円未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入するものとする。

(納入期限)

第 3 条 共通経費負担金の納入期限は、次のとおりとする。

第 1 期 4 月 24 日

第 2 期 7 月 24 日

第 3 期 10 月 24 日

第4期 3月15日

2 広域連合長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

3 前2項に定める納入期限の日が茨城県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例（平成19年条例第1号）に規定する休日に当たるときは、その前の最も近い金融機関の営業日とする。

（共通経費負担金の納入決定額の通知）

第4条 広域連合長は、第2条の規定により関係市町村が納入する共通経費負担金の額が定まったとき（共通経費負担金の額に変更があったときを含む。）は、茨城県後期高齢者医療広域連合共通経費負担金納入額決定通知書（別記様式）により、速やかに関係市町村の長に通知しなければならない。

（剰余金）

第5条 当該年度の共通経費負担金に剰余金が生じた場合は、その額を次年度に繰り越すものとする。

（補則）

第6条 この規則に定めるもののほか、共通経費負担金の取扱いに関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月14日から施行する。

附 則（平成24年規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項第2号及び第3号の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第2号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和7年規則第2号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

様

茨城県後期高齢者医療広域連合長

印

年度茨城県後期高齢者医療広域連合共通経費負担金納入額決定通知書

茨城県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年市町村指令第23号）第18条第2項の規定に基づく共通経費負担金を下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 年度に納入する共通経費負担金額

円		
均 等 割 額	人 口 割 額	高 齢 者 人 口 割 額
円	円	円

2 期別ごとの負担金額及び納入期限

期 別	第1期	第2期	第3期	第4期	随時期
期別負担金額	円	円	円	円	円
期別納入期限					

3 共通経費負担金の決定の時期及びその理由

決定の時期	
決定の理由	

4 共通経費負担金の算出根拠

(1) 共通経費負担金の構成（広域連合全体）

共通経費負担金	均 等 割 額	人 口 割 額	高 齢 者 人 口 割 額
円	円	円	円

(2) 共通経費負担金算出の根拠

項 目	市 町 村 数	人 口	高 齢 者 人 口
県 全 体		人	人
貴市町村		人	人

(裏面)

5 異議の申立 (地方自治法第 291 条の 12)

第 291 条の 12 広域連合の経費の分賦に関し、違法又は錯誤があると認めるときは、広域連合を組織する地方公共団体は、その告知を受けた日から 30 日以内に広域連合の長に異議を申し出ることができる。

2 第 291 条の 3 第 4 項の規定による広域連合の規約の変更のうち第 291 条の 4 第 1 項第 9 号に掲げる事項に係るものに関し不服があるときは、広域連合を組織する地方公共団体は、第 291 条の 3 第 4 項の規定による通知を受けた日から 30 日以内に当該広域連合の長に異議を申し出ることができる。

6 納入場所

指 定 金 融 機 関 : (株)常陽銀行県庁支店  
指定代理金融機関 : 茨城県信用組合  
収納代理金融機関 : (株)筑波銀行  
(株)東日本銀行  
(株)武蔵野銀行